令和７年度

玄海町農畜水産物加工所

ふ る さ と 発 想 館

指定管理者募集要項

佐賀県玄海町

**１　目的**

玄海町農畜水産物加工所「ふるさと発想館」は、本町の基幹産業である農畜水産業の生産振興、生産物の有効活用、新たな需要拡大、雇用の創出及び地域産業の発展を図るため設置されました。この運営業務については、これまで地方自治法第244条の２第３項に定める指定管理者制度により管理運営を行ってきました。その指定管理者の指定期間が令和８年３月31日で満了することに伴い、令和８年度からの指定管理者を募集します。この実施にあたり、ふるさと発想館の運営管理について、優れたノウハウ等を含む提案を募集し、その提案をもとに指定管理者を選定するものです。

**２　施設の名称及び概要**

(1)　名　称　　玄海町農畜水産物加工所「ふるさと発想館」

(2)　所在地　　佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1802番地１

　(3)　規　模　　床面積　290.10㎡　　構造　　鉄骨造

　(4)　施設・設備の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 部屋名 | 主な設備 |
| 惣菜加工室 | ガスコンロ　２台、遠赤外線乾燥機、脱水機、作業台スライサー、二層シンク |
| 製菓加工室 | オーブン、ミキサー、作業台、蒸気釜（回転式）、ガスコンロ、二層シンク |
| こんにゃく加工室 | 蒸気釜（回転式）、カッターミキサー、混合機、殺菌槽、冷却槽、二層シンク |
| 漬物加工室 | 殺菌槽、冷却槽、真空包装機、二層シンク |
| 味噌加工室 | ミンチ機、混合機、自動製麹機、蒸し器（蒸し煮器）、二層シンク |

　(5)　関係条例等

・玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

・玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

　　　・玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の設置及び管理に関する条例

　　　・玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の設置及び管理規則

**３　応募の形態及び資格**

(1)　応募の形態

指定の申請は、玄海町内に住所を有する法人その他の団体又は複数の法人や団体等により構成される共同企業体（以下「団体等」という。）として申請してください。このため、個人での応募はできません。

(2)　応募資格

　指定申請書を提出できるものは、上記(1)の団体等のうち、以下の全てを満たす者とします。

ア　指定期間中、衛生管理や防火管理などの資格を有するものを配置し、安全かつ円滑にふるさと発想館を管理運営できる団体等であること。

イ　玄海町の基幹産業である農畜水産物の有効活用、新たな需要拡大、雇用の創出及び地域産業の発展に意欲のある団体等であること。

ウ　契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ　玄海町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

オ　指定管理者の指定取り消しを受けたことのない者

カ　最近１年間の法人税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

キ　団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(ｱ)　暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ｲ) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ｳ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(ｴ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与

える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(ｵ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｶ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｷ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3)　(2)の(ｲ)及び(ｵ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

**４　応募の方法**

(1)　応募書類　　別紙「応募書類作成要領」参照

(2)　提出先　　「応募先・問い合わせ先」と同じ

(3)　提出期間　　令和７年９月１日から令和７年９月26日　17時まで

(4)　提出方法　　持参

(5)　提出部数　　正１部、副４部

**５　選定基準**

　(1)　審査の方法

選定に当たっては、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、指定申請書等の内容等を踏まえ、選定します。なお、選定委員会において意見聴取（ヒアリング）を行う場合があります。その際は、別途連絡します。

　(2)　選定基準の方針

・本施設の利用者の平等な利用が期待できるものであること。

・管理事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

・事業計画書の内容に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

　○ 選定基準について

* 1. 施設運営の基本的な考え方
	2. 運営及びサービス内容
	3. 運営体制
	4. 施設運営基準、協定に関する事項
	5. 実績及び経営

(3)　選定結果

選定委員会の結果については、申請者全員に文書で通知します。

**６　指定管理者が行う管理の基準**

　指定管理者は、次に掲げる販売加工施設の利用に係る基本方針及び業務運営の管理基準に沿って、適正に管理するものとします。

　管理の基準の概要は次のとおりですが、その詳細については関係条例等の規定に基づき、玄海町と指定管理者が協議して協定で定めます。

　(1)　管理運営の基本方針

ア　本施設は、本町の基幹産業である農業生産物の中で、規格外となる生産物を加工販売をするための施設であり、その理念に基づき、経営安定と活性化を図り、適正な管理運営を行う。

イ　消費者ニーズの把握、商品開発などは外部機関等と連携を図る。

ウ　施設・設備等は安全面及び衛生面に十分配慮し適正に管理する。施設・設備等の利用状況を常に把握し、効率的な保守・点検等を実施し、事故等を未然に防ぐ。

　(2)　管理基準の概要

ア　開館時間及び休館日

　使用時間は、午前６時開館、午後10時閉館となっていますが、指定管理者が

特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

例）販　売　　営業時間：午前９時～午後６時

　定休日：毎週水曜日、盆休み、正月休み

　　　　　　　　方法：委託販売

加工所　　開館時間：午前９時～午後９時

　　　　　　　　休館：味噌加工　８月

　　　　　　　　年末年始：12月28日～１月７日

**７　業務の範囲及び具体的内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | 具体的内容 |
| (1)　加工 | ・設備の維持管理に関すること。・（味噌・漬物・蒟蒻・惣菜・製菓）加工室の使用許可に関すること。・利用料金の収受に関すること。 |
| (2)　販売 | ・施設・設備の維持管理に関すること。・販売手数料に関すること。 |
| (3)　地域貢献 | ・広報に関すること。・イベントへの出展に関すること。 |

**８　利用料金収入**

　指定管理者が提供したサービスの対価として得られる利用料金、販売手数料等は、指定管理者が収受を行います。

**９　指定期間**

　指定期間は、令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間を予定しています。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、町議会の議決を経て正式な決定となります。

　なお、地方自治法第244条の２第11項の規定に基づき、町は指定管理者が町からの指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を求めることがあります。

**10　質問の受付及び回答について**

　指定管理者の指定の申請に関し、質問がある場合は質問書により、令和７年９月　　22日13時まで問い合わせ先に記載のメールアドレスで受け付けます。質問に対する回答は、応募予定者全員に電子メールにてお知らせします。

**11　協定の締結**

選定委員会の審査により選定した候補者と具体的な協議を実施し、協議成立後に関連議案を町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定し、協定を締結します。

**12　申請に関する留意事項**

(1)　申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。

(2)　本要項とは別に交付する玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館運営業務等仕様書、その他の提供資料は本要項と一体のものですので、併せて確認をお願いします。

**13　留意事項**

　(1)　次の各号のいずれかに該当する場合は失格とします。

①　申請書が応募資格の条件を満たしていなかった場合

②　提出期間を経過してから申請書を提出した場合

③　提出書類に虚偽又は不正があった場合

④　指定管理者の選定に当たって、選定委員に有利な取り扱いを依頼した場合、又は他の申請者の情報等を入手するために接触した場合

⑤　その他この募集要項に違反すると認められた場合

**14　応募先・問い合わせ先**

郵便番号　　847-1421

住　　所　　佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

担 当 課　　玄海町農林水産課

電話番号　　0955-52-2199

別紙

応募書類作成要領

　玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館指定管理者の資格審査を行いますので、資格審査を希望される方は、次により申請してください。

**１　申請に必要な書類（概要）**  （審査基準日　令和７年10月１日）

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類　　名 | 摘　　　　要 |
| 指定管理者指定申請書 | 様式第１号 |

　添付書類（指定の様式があるもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業計画書 | 様式第２号 |
| グループ構成員協力者 | 様式第５－１号様式第５－２号 |
| 委任状(原本１部) | 代理人を選任する場合様式第６号　１者の場合様式第７号　グループ構成員の場合 |
| 質問状 | 様式第８号 |
| 暴力団排除に関する誓約書 | 指定の様式 |
| 決算報告書(写し) | 過去３か年分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類 |
| 職員体制に関する書類 | 人員体制 |
| 登記簿謄本又は登記事項証明書（原本） | 法務局発行のもの（発行から６カ月以内） |
| 印鑑証明書（原本） | 法務局発行のもの（発行から６カ月以内） |
| 納税を証明する資料（原本） | 未納のないことを証するもの |
| 類似施設の受託実績に関する書類 | 施設名称、受託年数などの必要事項を記載したもの |
| 営業に必要な許可、認可及び届出書類(写し) | 有している場合それを証する書類 |

 **２　申請に必要な提出**

 (1) 申請に必要な書類

 上記　１　に記載のとおり

 (2) 申請書類の提出期間

 令和７年９月１日（月）～令和７年９月26日（金）

 （土・日曜日、祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

 (3) 申請書類の受付場所

 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

 玄海町役場　農林水産課 　電話：0955-52-2199

 (4) 申請書類の提出方法

 上記受付場所へ直接持参してください。

 (5) 申請書類の提出部数

 正１部、副４部

**３　申請に当たっての注意事項**

 　申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合には、資格

　審査の確認が受けられないことがあります。なお、資格審査後でそれらの事実

　が判明した場合、取り消されることがありますので、十分注意してください。

**４　提出に当たっての基本的注意事項**

(1) 提出書類の記載に当たっては、各様式に定めがあるものを除き、令和７年10月１日（以下「審査基準日」という。）の状況で記載してください。

(2) 添付書類中、謄本・証明書については「原本」で、提出日において発行の日から６カ月以内のものを提出してください。

(3) 提出書類は、申請書に添付書類を一部ずつ番号順にし、ホッチキス止めはせず、ダブルクリップでまとめてください。

 **Ⅰ 提出書類の記載要領**

(1)　指定管理者指定申請書について

①　申請年月日は、提出日を記入してください。

②　商号又は名称には、必ずフリガナをふってください。

(2)　グループ構成員・協力者について

 グループを構成して資格審査申請をする場合は、グループ名称、代表事業

　　　 者、構成員の順に記載してください。

 協力者を予定する場合は、業務内容及び主な協力者を記載すること。

(3)　委任状について

①　権限の委任のある場合に、本町様式により作成のうえ、原本を提出してく　　　ださい。

②　グループ構成で申請する場合は、代表事業者に委任する旨の本町様式によ　　　り作成のうえ、原本を提出してください。

 **Ⅱ 添付書類について**

(1)　登記簿謄本（全部事項証明書）

①　法務局が発行する「登記簿謄本」又は「全部事項証明書」を添付してください。

②　提出日において発行の日から６カ月以内のもの。

(2) 印鑑証明書

①　法務局が発行する印鑑証明書を添付してください。

②　提出日において発行の日から６カ月以内のもの。

 (3) 納税証明書

ア　法人市町村民税・固定資産税

①　申請者の本社のある市町村の「法人市町村民税及び固定資産税」の納税証明書を添付してください。ただし、権限を支社等に委任する場合は下記の②から④のとおりとする。

②　委任先の支社等のある市町村発行の「法人市町村民税及び固定資産税」の納税証明書を添付してください。

③（委任先の市町村民税等の納税証明書が取得できない場合）

委任先の開設が最近のため委任先所在地の市町村では、納税証明書が発行されない場合は、本社の「法人市町村民税」の納税証明書を添付してください。

④（委任先の固定資産税の納税証明書が取得できない場合）

申請者が法人で委任先には課税対象の固定資産税がないため委任先市町村　　　 では納税証明書が発行されない場合は、本社の「固定資産税」の納税証明書を添付してください。

イ　消費税及び地方消費税

①　税務署発行の「消費税及び地方消費税」の納税証明書による未納のない証明を添付してください。また、申請者が複数の場合は申請者全員の納税証明書による未納のない証明を添付してください。

②　いずれの場合も、令和７年度の直前１年分で、提出日において、発行の日から６カ月以内のもので写しは不可とします。

 (4) 決算報告書

 　審査基準日（令和７年10月１日）の過去３年度分の各事業年度決算書を添付してください。

 ※事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類

 (5) 営業に必要な許可、認可及び届出書類

 　　登録を受けている事業があればその許可証等の写しを添付してください。